○関東地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第五百十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月二十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千百三十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二十七号線

三　事業施行期間　自平成十年十二月十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十一号東京都市計画道路事業補助線街路第二十八号線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第十八号東京都市計画道路事業補助線街路第五十四号線

三　事業施行期間　自平成十六年一月二十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八十五号東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十八号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都世田谷区宮坂一丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋